

宿泊約款

当館の宿泊約款です。ご予約の前に、必ずお読み下さい。

第1条 適用範囲

1. 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等（法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ。）又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条 宿泊契約の申込み

1. 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
 1. 宿泊者名
 2. 宿泊日及び到着予定時刻
 3. 泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
 4. その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊の申し込みをした者は、当館が宿泊者の氏名、住所、電話番号等を記載した宿泊者名簿の提出を依頼したときは、宿泊契約成立後であっても、直ちに提出するものとします。

3. 宿泊客が、宿泊中に第1項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条 宿泊契約の成立等

1. 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 当館が、インターネットサイトに誤った宿泊料金を提示し、又は電話で誤った宿泊料金をご案内し、当該宿泊料金に基づき宿泊契約の申し込みをされ当館が承諾した場合は、当該料金がその前後の期日の宿泊料金に比べて著しく低廉であるときは、当該料金につき「限定」、「特別」、「キャンペーン」等の低廉である理由の表示又はご案内のない限りは、民法上の錯誤による承諾であることから、宿泊契約は無効とさせていただきます、速やかにその旨の通知を差し上げます。
3. 当館は、宿泊予定日前の任意の日に、宿泊客からいただいた連絡先に予約の確認の電話を差し上げることがあります。
4. 第1前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。
5. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、取消料に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

6. 第4項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条 申込金の支払いを要しないこととする特約

1. 前条第4項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当館が前条第4項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第4条の2 施設における感染防止対策への協力の求め

1. 当館は、宿泊しようとする者に対し、旅館業法（昭和23年法律第138号）第4条の2第1項の規定による協力を求めることができます。

第5条 宿泊契約締結の拒否

当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当館が旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

1. 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
2. 満室(員)により客室の余裕がないとき。

3. 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
4. 宿泊しようとする者が、次の1から3に該当すると認められるとき。
 1. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 2. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 3. 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
5. 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
6. 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等（以下「特定感染症の患者等」という。）であるとき。
7. 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき（宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。）
8. 宿泊しようとする者が、当館に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。

9. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
10. 山梨県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。
11. 宿泊の申し込みをした者が、自己の商業目的を秘して申し込みをしたとき。

第5条の2 宿泊契約締結の拒否の説明

宿泊しようとする者は、当館に対し、当館が前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明をもとめることができます。

第6条 宿泊客の契約解除権

1. 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当館は、宿泊客が宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第4項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、取消料を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの取消料支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限りません。
3. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を1時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条 当館の契約解除権

1. 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。ただし、本項は、当館が旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。
 1. 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 2. 宿泊客が次の1から3に該当すると認められるとき。
 1. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 2. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 3. 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき
 3. 宿泊客が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 4. 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。
 5. 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき（宿泊客が障害者差別解消法第7条第2項又は第8条第2項に規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く）
 6. 宿泊客が、当館に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。

7. 天災、施設故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 8. 山梨県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。
 9. 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項に従わないとき
 10. 宿泊契約成立後に第5条(11)に定めることが判明したとき。
 11. 宿泊の申し込みをした者が、第2条2項に基づく当館の依頼に対して、直ちに応じなかったとき。
2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、その解除事由が前項(7)及び(8)によるときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。その他の解除事由による場合は、いまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金も、取消料としてお支払いただきます。

第7条の2 宿泊契約解除の説明

宿泊客は、当館に対し、当館が前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができます。

第8条 宿泊の登録

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 1. 宿泊客の氏名、住所及び職業、連絡先
 2. 日本国内に住所を有しない外国人にあっては、国籍、旅券番号
 3. その他当館が必要と認める事項

2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第 9 条 客室の使用時間

1. 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌朝 11 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には、次に掲げる追加料金を申し受けます。
 1. 超過 3 時間までは、室料相当額 30%(室料金の 3 分の 1)
 2. 超過 6 時間までは、室料相当額 50%(室料金の 2 分の 1)
 3. 超過 6 時間以上は、室料相当額 100%(室料金の全額)
3. 前項の室料相当額は、基本宿泊料の 70%とします。

第 10 条 利用規則の遵守

宿泊客は、当館内においては、当館が定めてホテル(館)内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第 11 条 営業時間

1. 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。

1. フロント・キャッシャー等サービス時間:
 1. 門限：午後 9 時 00 分
 2. フロントサービス：午前 7 時から午後 9 時まで
 2. 飲食等(施設)サービス時間:
 1. 朝食：午前 8 時 00 分から午前 9 時 30 分まで（開始時間午前 8 時 00 分から午前 8 時 30 分）
 2. 夕食：午後 6 時から午後 9 時まで（開始時間 午後 6 時から午後 7 時）
 3. その他の飲食等：午後 9 時まで
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

第 12 条 料金の支払い

1. 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第 13 条 当館の責任

1. 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当館は、防災施設の整備に努めるほか、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第 14 条 契約した客室の提供ができないときの取扱い

1. 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとしします。
2. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、取消料相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第 15 条 寄託物等の取扱い

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は 10 万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き、10万円を限度として当館はその損害を賠償します。
3. 当館は第1項及び第2項に基づく損害賠償責任があるときであっても、次に定める物品については、その責任を負いません。
 1. 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの(磁気テープ、磁気ディスク、CD-ROM、光ディスク等の情報機器(コンピュータ及びその端末装置等の周辺機器)で直接処理を行える記録媒体に記録されたものを含みます。

第16条 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め3日間保管した後処分をします。

3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

第17条 駐車の責任

宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第18条 宿泊客の責任

1. 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。
2. 宿泊客は、宿泊契約に基づく宿泊サービスを円滑に受領するため、万が一宿泊契約の内容と異なる宿泊サービスが提供されたと認識したときは、当館において速やかにその旨を当館に申し出なければなりません。

第18条の2 管轄裁判所と準拠法

当館と宿泊客との間の宿泊契約に関する紛争は、日本法を準拠法とし、当館の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所をもって専属管轄裁判所とします。

第 19 条 子供の宿泊

当館はサウナでの安全上の為小学生以下(12 歳以下)の入館並びに宿泊は一切できません。

第 20 条 宿の利用規約

チェックインの際に客室設備のご案内をさせて頂き同意のサインを頂きます。規約を違反した場合は全て自己責任になります。宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)

	項目	内訳
宿泊者が支払うべき総額	宿泊料金	基本宿泊料（室料+夕食+朝食）
	追加料金	追加飲食（夕・朝食以外の飲食料） 及びその他利用料
	税金	イ.消費税

<備考>

1. 基本宿泊料はホームページに掲示する料金表によります。
2. 当館は、小学生以下は宿泊できません。

別表第2 取消料(第6条第2項関係)

キャンセル料金

当日・不泊	前日	2～4日前	5～7日前
100%	50%	30%	20%

(注) %は、予約宿泊料金に対する取消料率です。

※連絡なし不泊の場合 100%

利用規則

当館では、お客様に安全かつ快適にご利用いただくため、利用規則を定めておりますので、宿泊約款第10条に定めのあるとおり、その遵守にご協力下さいますようお願い申し上げます。

遵守いただけない場合は、やむを得ず、ご宿泊または館内諸施設のご利用をお断り申し上げ、また場合によっては損害をご負担頂くこともございますので、特にご留意下さいますようお願い申し上げます。

客室の事項

- 1.客室にあるペットボトルの水は無料です。
- 2.照明の調整は全てタブレットで行ってください。
- 3.大自然の中で虫が入ってきますので窓・扉は開放したままにしないでください。
- 4.客室にございます歯ブラシ・ヘアブラシ・コットンセット・レザー・化粧品セット、フェイスタオルのみお持ち帰り頂けます。それ以外はホテル備品ですのでお持ち帰りできません。

サウナでお守りいただきたい事項

- 1.サウナ室内への紙類・タブレット類・火気類のお持ち込みは厳禁です。
- 2.サウナ室内での衣類の乾燥は安全上の為行わないでください。
- 3.室内・ベランダ共に濡れると大変滑りやすくなりますのでお気をつけください。
- 4.ストーブの故障に繋がりますので連続のロウリュはお控えください(1度に1杓)。

5.サウナの水着着用の制限はありませんのでご自由にご利用ください。

火災予防上お守りいただきたい事項

- 1.当館は、1階シガールームを除き全館禁煙でございます。火災の原因となりやすい場所での喫煙はおやめください。
- 2.客室内に暖房用、炊事用等の火器及びアイロン等の持ち込み、ご使用はおやめください。
- 3.その他の火災の原因となるような行為はおやめください。
- 4.消防用設備等のいたずらは、安全の維持に支障が生じますのでおやめください。

保安上お守りいただきたい事項

- 1.ご滞在中のお部屋からお出でになる際には施錠をご確認下さい。
- 2.館外へお出掛けの際には、フロントに鍵をお預けになりますようお願い申し上げます。
- 3.訪問客と客室内でのご面会をご遠慮願います。ご面会はロビーラウンジをご利用下さい。

貴重品、お預かり品及び遺失物のお取扱について

- 1.客室に備付の金庫は、お客様が自由にお使い頂けるよう便宜備え付けてありますが、簡易なものですから、現金・貴重品については事故防止のため、その種類及び価額を明示して必ずフロントにお預け下さい。
- 2.ご滞在中の現金、貴重品等をフロントにお預けにならずに、滅失、毀損等によって生じた損害については、一定の限度額の範囲内でしか賠償致しかねますので、ご了承のほどお願い申し上げます。

3.当館ではお客様ご滞在中、従業員が清掃および整理整頓のため客室に何度か出入りを致します。コンタクトレンズ・眼鏡・時計・入れ歯・アクセサリ一等の小物の管理は十分ご注意ください。当館では責任を負いかねる場合がございます。

お支払いについて

1.料金支払いは、通貨又は当館が認めた宿泊券もしくはクレジットカードに依り、ご出発時又当館が請求した時フロントでお支払いいただきますので、ご了承ください。

2.旅行小切手以外の小切手でのお支払いはお受けできませんので、ご了承ください。

3.館内の売店などをサインにてご利用される場合は、お手数ですが客室の鍵をご提示ください。

なお、各種乗物の切符代、タクシー代、切手代、送料等のお立替はお断りさせていただきます。

4.都合により、ご到着時にお預金を申し受ける場合がございますので、ご了承ください。

その他お守りいただきたい事項

1.館内にて他のお客様の迷惑となるようなもの（犬、猫、その他動物等）、発火または引火性のもの、悪臭を発するもの、その他法令で所持を禁じられているもののお持ち込みはご遠慮ください。

2.館内で、高音、放歌、喧騒な行為、賭博、風紀や治安を乱すような行為、他のお客様の迷惑になるような言動はなさないようお願い申し上げます。

- 3.当館の許可なく、客室、ロビー等を営業行為（展示、広告、宣伝、販売等）などの他の目的にご使用ならないようお願い申し上げます。
- 4.館内の施設、備品の現状を著しく変更したり、用途以外にご使用になることはおやめください。
- 5.客室の窓側、ベランダ、廊下またはロビーなどに許可なく物品を陳列したり放置しないようお願い申し上げます。
- 6.風呂および洗面所のご使用後は必ず給湯水を止めてください。もし流し放しで溢れさせますと隣室、階下室に被害が及ぶ場合がございますのでご注意ください。
- 7.未成年のみのご宿泊の場合、保護者の許可がないとお断りさせていただくことがありますのでご了承ください。
- 8.エネルギーを大切に使う為、節電、節水にご協力の程お願い申し上げます。
- 9.客室内よりお電話をご利用の際は、施設利用料が加算される場合がございますのでご了承ください。